

未来の林業を担う即戦力人材確保育成事業実施要領

制定 平成31年3月25日付第201800350819号
一部改正 令和2年4月22日付第202000013680号
一部改正 令和3年4月15日付第202100012455号
鳥取県農林水産部長通知

未来の林業を担う即戦力人材確保育成事業費補助金交付要綱（平成31年3月25日付第201800350093号鳥取県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）に定める未来の林業を担う即戦力人材確保育成事業費補助金（以下「補助金」という。）に係る細部事項については、以下のとおりとする。

第1 事業の内容

本事業の内容は次のとおりとする。

1 鳥取県緑の青年就業準備給付金事業

鳥取県緑の青年就業準備給付金事業の実施に当たっては、緑の青年就業準備給付金事業実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経97号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）及び緑の青年就業準備給付金事業実施要領（平成25年5月16日付け25林政経98号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）によるものとする。

2 安全衛生技能講習等支援事業

安全衛生技能講習等支援事業の実施に当たっては、交付要綱によるものとする。

第2 事業実施主体等の責務

本事業を実施するに当たり、知事が別に定めるところにより林業への就業に有効と認める研修機関等（以下「認定研修機関」という。）は、次のとおり事業を実施するものとする。

- （1）認定研修機関は、安全衛生技能講習等支援事業の実施はもとより、鳥取県緑の青年就業準備給付金事業にあっても補助金交付申請者が提出する申請書等の取りまとめを行うものとする。
- （2）認定研修機関は、給付金の給付を受けた者（以下「受給者」という。）の研修終了後5年間必要とされる国実施要領に基づく就業状況報告（第3の7）を取りまとめるものとする。
- （3）認定研修機関は、その他、受給者の研修終了後に必要とされる国実施要領に基づく報告と取りまとめを行うとともに、鳥取県からの照会及び調査等に協力するものとする。
- （4）認定研修機関は、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付2林政経第458号林野庁長官通知）を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を記入の上、備え置くものとする。

第3 鳥取県緑の青年就業準備給付金事業

1 研修計画の提出

- （1）補助金交付申請者は、認定研修機関の指導の元、研修計画（様式第1号）を作成し、研修が始まる日までに地方事務所の長（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）に提出するものとする。

(2) 地方事務所の長は、前項の研修計画が提出された場合には、研修計画の内容について審査し、交付要綱の別表2の要件を満たし、給付金を給付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、必要に応じて認定研修機関と連携して面接等を行うことができるものとする。

2 研修計画の変更

(1) 第3の1の(1)の申請の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合(研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更を除く。)、認定研修機関の指導の元、研修計画(様式第1号)を作成し、地方事務所の長に提出するものとする。

(2) 地方事務所の長は、前項の研修計画が提出された場合には、第3の1の(2)の手続きに準じて、承認する。

3 給付金の支払い停止

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、県は給付金の支払いを停止する。

(1) 交付要綱第3条第1項第1号に規定する要件を満たさなくなった場合。

(2) 研修を途中で中止した場合。

(3) 研修を途中で休止した場合。

(4) 第3の5の(1)の報告を行わなかった場合。

(5) 第3の5の(2)の研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと県が判断した場合(例:研修を実施していない場合、知識の習得等をする努力をしていない場合など)

4 給付金の一部又は全部の返還

次に掲げる事項に該当する場合には、受給者は給付金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として県が認めた場合((2)の次に該当する場合を除く。)はこの限りでない。

(1) 一部返還

ア 既に給付した給付金の対象期間中において、第3の3の(1)から(3)までに掲げる要件のいずれかに該当した場合は、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の給付金を月単位で返還する。

イ 第3の3の(4)に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の給付金を返還する。

(2) 全額返還

ア 受給者から交付要綱第6条第2項に基づく中止届又は休止届が提出され、その理由がやむを得ないと認められない場合。

イ 第3の3の(5)に掲げる要件に該当した場合。

ウ 研修(第3の9の継続研修を含む。)終了後1年以内に原則45歳未満で林業分野への就業(林業事業体等で常用雇用の雇用契約を締結して労働することをいう。以下同じ。)をしなかった場合。ただし、交付要綱の別表2の1のただし書に該当する者については、就業予定時の年齢を問わない。

エ 林業分野への就業を給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。

オ 第3の8から11までの報告を適切に行わなかった場合。

カ 虚偽の申請等を行った場合。

5 研修状況報告

(1) 受給者は、研修状況報告書（様式第2号）を認定研修機関を通じて地方事務所の長に提出する。なお、報告対象期間及び提出期限は次のとおりとする。

ア 前期：4月から9月 提出期限：10月末日

イ 後期：10月から3月 提出期限：3月10日

(2) 地方事務所の長は、前項の研修状況報告を受けた場合、認定研修機関等と協力し、研修計画に即して必要な知識の習得等ができているかどうか研修の実施状況を以下の方法により確認し、必要な場合には研修機関等と連携して適切な指導を行う。

ア 給付対象者への面談

知識の習得状況、林業への就業に向けた準備状況

イ 指導者への面談

知識の習得状況、林業への就業に向けた準備状況

ウ 書類確認

成績表（教育機関で研修を受ける場合）、出席状況

6 給付の中止

(1) 受給者は、研修を中止する場合は、交付要綱第6条第2項の手続を行う。また、第3の4に基づき、給付金の一部又は全部を返還する。

(2) 地方事務所の長は、受給者が第3の3の(1)、(2)、(4)、又は(5)に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止するとともに、認定研修機関と連携して第3の4に定めるところにより、給付金の一部又は全部を返還させるものとする。

7 給付の休止

(1) 受給者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は、認定研修機関を通じて地方事務所の長に休止届（様式第3号）を提出する。また、第3の4に基づき、給付金の一部又は全部を返還する。

(2) 前項の休止届を提出した補助金交付申請者が、補助事業完了予定年月日までに研修を再開する場合は、認定研修機関を通じて地方事務所の長に研修再開届（様式第4号）を提出する。

(3) 地方事務所の長は、受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は給付金の給付を中止するとともに、認定研修機関と連携して第3の4に定めるところにより、給付金の一部又は全部を返還させるものとする。

(4) 地方事務所の長は、受給者から研修再開届の提出があり、適切に研修を再開することができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。この場合、給付期間は原則として補助事業完了予定年月日を限度とする。

8 就業状況報告

(1) 受給者は、研修終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就業状況報告（様式第5号）を認定研修機関を通じて地方事務所の長に提出する。

(2) 地方事務所の長は、前項の就業状況報告の提出のあった当該受給者の就業状況を確認する。確認は、出勤簿、作業日誌等により就業状況を確認するとともに、必要に応じて関係者で作業現場の確認、面接等を行うとともに、必要がある場合は適切な指導を行う。また、当県以外に就業した者については、就業先の都道府県、認定研修機関、就業先の企業等と協力し、確認する。

9 継続研修

(1) 研修終了後、引き続き受給対象となった研修に準ずる研修（以下「継続研修」という。）

を実施する場合は、継続研修計画（様式第6号）を作成し、認定研修機関を通じて地方事務所の長に承認申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（様式第7号）を同様に提出する。継続研修は研修終了後原則として1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として2年以内とする。

- (2) 継続研修計画を変更する場合は、第3の2の規定に準ずるものとする。
- (3) 継続研修を行う場合における第3の4の(2)のウの規定の適用については、同規定中の研修終了後1年以内とあるのは継続研修の終了後1年以内とする。
- (4) 継続研修の期間中は第3の5の規定に準じて、認定研修機関を通じて地方事務所の長に研修の実施状況の報告を行うとともに、継続研修終了後についても第3の8の規定に基づき、就業状況報告を認定研修機関を通じて地方事務所の長に提出しなければならない。また、継続研修を中止する場合は第3の6の規定に準じて手続を行い、第3の4に定めるところにより、給付金の一部又は全部を返還する。
- (5) 地方事務所の長は、第3の9の(1)及び(2)の定めるところにより、継続研修計画又は継続研修計画の変更の提出を受けた場合、第3の2の規定に準じて承認する。ただし、この場合、「交付要綱の別表2の要件」を「交付要綱の別表2の1及び2又はこれに準ずる要件」と読み替えるものとする。

10 住所変更報告

受給者は、研修（継続研修を含む。第3の11において同じ。）期間内及び就業状況報告の対象期間内に居住地を転居した場合は、転居後1か月以内に住所変更届（様式第8号）を認定研修機関を通じて地方事務所の長に提出する。

11 就業報告

受給者は、研修終了後、林業分野へ就業した場合は、就業後1か月以内に就業報告届（様式第9号）を認定研修機関を通じて地方事務所の長に提出する。

12 返還免除

- (1) 受給者は、第3の4の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（様式第10号）を認定研修機関を通じて地方事務所の長に提出する。
- (2) 地方事務所の長は、補助金申請者から提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は給付金の返還を免除することができる。

第4 安全衛生技能講習等支援事業

対象とする講習は、受講または開催する次の安全衛生技能講習等とする。

- (1) 車両系建設機械運転技能講習
- (2) 小型車両系建設機械運転特別教育
- (3) 不整地運搬車運転技能講習
- (4) 小型移動式クレーン運転技能講習
- (5) 玉掛技能講習
- (6) フォークリフト運転技能講習
- (7) 伐木等の業務に係る特別教育
- (8) 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育
- (9) 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
- (10) 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育
- (11) 機械集材装置の運転に係る特別教育

(12) 荷役運搬機械等はい作業従事者に対する安全教育

(13) 刈払機作業従事者安全衛生教育

附則

- 1 この実施要領は、平成31年3月25日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。
- 2 平成31年度（2019年度）に限り、第3の1の（2）に規定する研修計画は、平成31年の4月30日までに地方事務所の長に提出するものとする。

附則

- 1 この実施要領は、令和2年4月22日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月15日から施行し、令和3年度の事業から適用する。
- 2 令和3年度事業に限り、第2（4）に定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」の事後の提出を認める。